

氏名（本籍）	川村 岳人（東京都）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	乙第24号		
学位授与の日付	2021年3月20日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項の規定該当		
学位論文題目	大規模公営住宅団地のサロン活動を拠点にした 福祉コミュニティの創造		
審査委員	主査	野口 定久	日本福祉大学 特別任用教授
	副査	原田 正樹	日本福祉大学 教授
		山田 壮志郎	日本福祉大学 准教授
	学外審査委員	岡本 祥浩	中京大学 教授

## 論文内容の要旨

川村岳人氏の学位請求論文は、近年の相次ぐ公営住宅法改正により大規模公営住宅団地に社会的脆弱層が集住する事態が生じている状況下において大規模公営住宅団地内のサロン活動に着目し、その場に社会脆弱層や支援者、地域住民を包摂する地域拠点を形成し、さらに地域福祉専門職（コミュニティソーシャルワーカー）を配置することによって福祉コミュニティを創造するための具体的な道筋を見出すことをねらいとしている。本論文の特徴は、公営住宅団地を一部に含む地域社会の中で社会的脆弱層をどのように包摂していくかという命題を据えて、これまでの地域福祉の理論や技術に依拠しつつ、大規模公営住宅団地で福祉コミュニティを具現化する方法論を導き出すという実践研究として高く評価できる。本論文は、序章・終章を含む全7章で構成（本文209頁、図12点、表31点、参考文献191点）されている。

### 序章

- 第1章 大規模公営住宅団地に社会的脆弱層が集住する要因とその影響
- 第2章 空間を単位とする社会的排除と大規模公営住宅団地の再生
- 第3章 大規模公営住宅団地で社会的包摂を実現するための福祉コミュニティの課題
- 第4章 大規模公営住宅団地における入居者の地域生活の実態に関する調査研究
- 第5章 地域に開かれたサロンの「福祉コミュニティ」化
- 終章 結論と今後の課題

**序章**では、本研究の背景や目的、分析の視点について論じられている。本研究では、大規模公営住宅団地において福祉コミュニティ形成に向けた課題や社会的孤立という問題の構造的要因を理解するにあたり、社会的排除という分析概念を用いている。社会的包摂の実現を志向する地域福祉は住民間で顕在化している差別や偏見といった問題も視野に入れ、排除する側／される側の相互理解を行うプロセスや福祉意識を変えていくための介入を行うことが求められている。公営住宅団地における地域福祉実践の目標は、入居者と周辺住民との関係性の改善という点にも置かれるべきであるとの視点が

述べられている。

**第1章**（大規模公営住宅団地に社会的脆弱層が集住する要因とその影響）では、公営住宅法の法的性格やその後の政策理念に関する先行研究を踏まえると、戦後日本の住宅政策が所得階層ごとに体系化され、公営住宅制度があくまでも市場では住宅が確保できない人びとを対象とする残余的な施策として位置づけられてきたことを明らかにした。そして、度重なる法改正によって入居対象がより低所得の世帯へと狭められ、また近年は独居高齢者や障害者、母子世帯など福祉政策の対象となる人びとの入居が促進されてきた。さらに公営住宅はまとまった土地に大規模な集合住宅団地という形で建設されていった。結果的に福祉政策の対象となる人びとが集住する空間が形成されることになったと指摘している。

**第2章**（空間を単位とする社会的排除と大規模公営住宅団地の再生）では、国内外の社会的排除の政策的対応や実践に関する先行研究の論点を整理し、その到達点をまとめている。ヨーロッパの先行研究では、排除された地域の問題状況を改善するには、コミュニティワークの技術を用いる専門職の支援によって入居者を組織化してエンパワメントすること、入居者に対する個別支援とは別に外部の人びとが団地に対するイメージを改善するための機会を創出することの有効性が指摘されている。一方、韓国の永久賃貸住宅団地では、敷地内の社会福祉館に配置された社会福祉士などの専門職が入居者と継続的に関わり、多領域にわたる生活問題に対して個別支援を展開している。日本でも、団地の敷地内に入居者たちが気軽に集うことのできる場をつくり出し、そこを拠点に社会福祉士が入居者を見守る体制を構築している事例がみられる。こうした手法は、入居者の身近な場における総合相談の展開に発展する契機を有しているとの見解を示している。

**第3章**（大規模公営住宅団地で社会的包摂を実現するための福祉コミュニティの課題）では、社会的包摂を志向する福祉コミュニティに関する地域福祉分野の先行研究を整理した上で、大規模公営住宅団地における福祉コミュニティ創造の課題を明らかにしている。今日、貧困問題を社会的排除という概念を用いて捉える見方が主流となり、地域福祉においても社会的包摂を実現するための地域社会を形成するプロセスと手法の開発が求められている。これらの議論を踏まえ、大規模公営住宅団地における福祉コミュニティが取り組むべき課題として、①誰もが気軽に立ち寄ることができる場を整備すること、②こうした場に立ち寄るさまざまな属性の人びとの間にも問題を抱え合う活動を生み出すこと、③外的な強制によらずに活動の担い手を確保すること、④入居者の福祉的な課題を必要に応じて専門的な支援へつなぐこと、⑤地域社会全体を共生の場へと変革していくことの5点を見出している。

**第4章**（大規模公営住宅団地における入居者の地域生活の実態に関する調査研究）では、申請者が、平成24年度に実施された「都内の大規模集合住宅団地における孤立死防止の取り組みに関する調査研究事業」（委員長：明治学院大学和気康太教授）に参加した調査結果を分析した。調査対象団地は、東京都練馬区光が丘団地、板橋区高島平団地、墨田区白鬚団地を選定し、これら3団地の自治会長および管理組合長に調査協力の依頼を行い、承諾を得た22の自治会・管理組合（光が丘団地14、高島平団地2、白鬚団地6）に所属する全世帯を対象に実施されている。分析結果は、①自治会に関する負担や地域社会を肯定的に捉えている入居者は比較的少数であること、②現に社会的孤立の状態にある人は地域社会に対する意識が低いこと、③地域社会に対する意識が全体的に低い傾向にある入居者の中でも、生活保護世帯や母子世帯など特にその傾向が顕著である集団が存在することを明らかにしている。これらの分析結果から、すべての入居者の参加を前提とした小地域福祉活動の組織化は、かえって入居者間の対立や排除を顕在化させるおそれすらあり、必ずしも実効的ではないことが示唆される。小地

域福祉活動を組織化するにあたっては、周辺住民も視野に入れつつ、顕在的・潜在的な意欲のある人びとにターゲットを絞ることが有効であると述べている。また、入居者の自治会活動への参加状況の分析からは、一般的に予想されることとは異なり、他の入居者に対する不信感が強い者ほど自治会活動へ頻繁に参加している状況を明らかにしている。

**第5章**（地域に開かれたサロンの「福祉コミュニティ」化）では、社会的孤立の予防・解消に向けて小地域福祉活動の組織化を行うには専門的支援が求められるという前章の知見を受ける形で、実際に地域福祉専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の支援によって組織化された東京都調布市の都営X団地の小地域福祉活動（サロン）を取り上げ、大規模公営住宅団地で福祉コミュニティを創造する地域支援の方法が提示されている。①交流の場を誰でも気軽に立ち寄れる場として外部に開放し、入居者と周辺住民の交流を図ること、②その場に集う人びとが立場の違いを超えて自由に対話できる環境を整備することで、自発的なケアが生まれる基礎的条件をつくること、③特定のテーマに関心を持つ人にターゲットを絞って担い手を確保すること、④専門職が交流の場にアウトリーチすることにより、入居者の身近な場で総合相談機能を展開すること、⑤団地で生じている生活問題を入居者だけで解決しようとするのではなく、専門職や周辺住民などの「外部」に開くことなどが指摘されている。

**終章**においては、本論文で明示した「大規模公営住宅団地のサロン活動を拠点にした福祉コミュニティの創造」にむけた考察を論じている。①入居者と周辺住民の交流を促す小地域福祉活動—小地域福祉活動の利用者は大規模公営住宅団地の入居者のみに限定されるべきでなく、周辺住民が利用できるようにすることが必要である。②専門職のアウトリーチによる総合相談機能の付加—社会的な脆弱性を持つ入居者が集う場があれば、専門職がそこにアウトリーチをすることで「支援拠点」を確保し、総合相談を展開していくことが可能になる。③公営住宅団地を一部を含む地域社会全体の変革—大規模公営住宅団地を福祉コミュニティの拠点に据えて、より広い地域社会全体を共生の場へ変革していくという観点が地域福祉実践には求められると結論づけている。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 審査経過

2020年10月8日の第6回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、川村岳人氏の博士学位審査請求論文が受理された。学内審査委員3名（野口定久、原田正樹、山田壮志郎）は、それぞれに提出論文を精査した上で、2020年11月10日に第1回目の口頭試問（ZOOM）を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。そこでの指摘事項の修文を課した。第2回目の口頭試問を11月26日（ZOOM）に行い、修正箇所を確認した。2020年12月10日第8回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において第1次審査は合格となった。その結果を受けて、12月12日に公開発表会（名古屋キャンパス）に臨んだ。氏は、公開発表会における指摘をとりまとめ、論文全体を見直し修文を行った。2021年2月5日に、最終口頭試問（ZOOM）を実施した。同日中に学内審査委員3名による最終試験の結果について審議した。学外審査委員の岡本祥浩先生（中京大学総合政策学部教授）からの審査報告書（2021年2月8日付）を総合して、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

## 2. 論文の評価

申請者（川村岳人氏）の提出論文は、これまで抽象的にしか語られてこなかった福祉コミュニティを、具体的・現実的な調査研究によって福祉コミュニティを地域福祉の分析枠組みから、身近な達成目標に具現化した功績は大きい。本研究の意義は、①大規模公営住宅団地における社会的孤立の実態を明らかにしたことにある。②大規模公営住宅団地で小地域福祉活動の組織化を進めるにあたり、団地自治会を自明のこととしたまま、その活性化を志向するアプローチには限界があることを示したことである。この分析結果は、周囲からの敵対的な行動から身を守ることが自治会活動に参加する動機になっていることを提示したことは地域福祉研究における自治会・町内会の両義性の解明に重要な示唆を与えている。③大規模公営住宅団地における福祉コミュニティの一つのかたちを、入居者と周辺住民が交流する場に専門職による総合相談機能を付加するとともに、こうした場を拠点に地域社会を共生の場へと変革していくものとして具体的に示しえたことにある。

本研究の評価は、第1に、公営住宅団地における小地域福祉活動が、これまで団地の内部で完結する場合が大半であり、外部の人間が関わるケースはまだ例外にとどまっている事態から周辺地域に開放する必要性を明示したこと。第2に、大規模公営住宅団地で比較的良好に見られるサロン活動を、周辺住民や専門職との関係性を築きながら福祉コミュニティの拠点としてつくり替えていく方策を提示したことにある。本研究は、地域福祉分野における新たな福祉コミュニティ研究を切り拓く学術上、また居住福祉の実践研究に貢献するものと高く評価できる。

他面、本論文には、以下のような弱点・難点も見られる。第1は、大規模公営団地に居住する住民の多くがサロン活動に参加していないが、こうした人々への地域福祉専門職としての働きかけといった実践への波及、プログラムに対するアプローチの提示が必要である。第2に、福祉コミュニティの実現可能性が提示されているが、その理論化が求められる。第3は、大規模公営住宅団地に現れる社会的孤立の現象を、他の公社や公団の居住者調査と比較すべきではなかったかという指摘などに集約された。この点に関しては、学外審査委員の岡本祥浩氏も、「社会的処方」や「まちの保健室」など周辺分野の調査結果との比較や公営住宅の「目的外使用」を通じた拠点づくり、公的団地の再生プロジェクトへの含意などを展開されると当該研究分野への貢献や発展性が明示される、との指摘もなされている。以上のような課題は、出版を視野に入れたところでの課題提起も有するものの、全体として本学の社会福祉学領域博士論文に求められる水準を十分満たしていると評価できる。

最後になるが、学外審査委員の岡本祥浩氏は、川村氏の論文の意義を、「社会福祉分野と住宅政策分野の融合領域に位置し、その探求方法が定まらず、調査研究が困難な分野である。そこで申請者は「社会的排除」を分析の視角に位置づけ、国内各地をはじめヨーロッパ、韓国などにも事例を求め、その含意を探求した。そして国内各地の大規模公営住宅団地を事例に居住者一人ひとりの行為の実態に迫ったこと（原文のまま）」を高く評価できると評している。

## 3. 最終試験の結果

2021年2月5日、川村岳人氏への最終試験（口頭試問、ZOOM）を実施した。まず、はじめに川村氏が事前に用意した口頭試問発表資料をZOOM画面に提示し、12月12日実施の公開発表会および審査委員の指摘事項の修文箇所を中心に本論文の意義と主張すべき論点について要領よく説明がなされた。また、本研究の到達点と弱点、今後の研究課題についても明快に語った。続いて、審査委員長が本論文の全体的な評価を述べた後、両副査の審査委員が本論文の弱点や、今後の出版に向けた留意事項についても触れられた。一つひとつの問いに対し、氏は本研究の到達点と限界を述べたうえで、真摯に回答

した。また、本論文で取り上げた大規模公営住宅団地に居住の社会的脆弱層のスティグマや社会的孤立と福祉コミュニティのつながりといった居住福祉と地域福祉の融合領域への展開は、氏の今後の研究（出版）に期待することで一致した。最後に英語力に関しては、引用・参考文献に多数の英語原著論文および著書が含まれており、本文中への引用にも多用されていることをもって英語力の確認を行った。

#### **4. 結論**

本審査委員会は、川村岳人氏は日本福祉大学学位規則第 12 条および第 5 条第 2 項により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上